

○財務省告示第三百六十七号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十六年十一月十日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十六年十二月五日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号	国庫短期証券（第四百九十二回）
二	発行の根拠の法律及びその条項	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第三百三十六条第一項及び第三百三十七条第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に発行される入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下
四	発行方法	

八	七							六							五							
最 低 額 面 金	イ							イ							イ							
	ロ							ロ							ロ							
	行	争	非	者	特	国	入	行	争	非	者	特	国	入	行	争	非	者	特	国	入	入
札	入	格	・	別	債	札	札	入	格	・	別	債	札	札	入	格	・	別	債	札	格	競
登	競	第	I	加	場	行	登	競	I	加	場	行	登	競	I	加	場	行	競	争	入	決
金	登	競	I	加	場	行	登	競	I	加	場	行	登	競	I	加	場	行	競	争	入	決

千万円

千二百五十九億八千七百三十三万
千四百九十九億五千四百六十六万
五兆二千九百四十四億六千六百

億円金額で四千五百五十二億円
億円金額で五兆二千九百四十七

申込みの応募額を割り当てて各申
込限度額の範囲内において各申
募国の債市場特別参加者ごとの
応募額を順位が高い

価格競争入札発行」という。一
各国債市場特別参加者・第I非
も申込みのうち応募額を順位が高い

九	振替単位	の記載又は記録は、最低額面と	す。整数倍の金額によるものと	平成二十六年十一月十日	額面金額百円につき九十九円九	の応募価格	十九銭五厘六毛につき九十九円九	特別参加市場	者・第I	非価格競	争入札発	行還期限	十二	償還金額	元支払	場所参加	入札参加	者	払込期日	十六
九	振替単位	の記載又は記録は、最低額面と	す。整数倍の金額によるものと	平成二十六年十一月十日	額面金額百円につき九十九円九	の応募価格	十九銭五厘六毛につき九十九円九	特別参加市場	者・第I	非価格競	争入札発	行還期限	十二	償還金額	元支払	場所参加	入札参加	者	払込期日	十六